

## ○茨城県食品移動営業取扱要綱

### (目的)

第1 この要綱は、茨城県内において食品移動営業を行う場合の取扱い方法を定め、もって飲食に起因する危害発生の防止と食品移動営業の食品衛生の向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2 この要綱で、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 食品移動営業とは、自動車に食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第55条の規定に基づく許可を有する施設を設けて、移動しながら食品の調理、加工、販売及び食肉の処理をする形態の営業をいう。
- (2) 自動車とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に定める普通自動車、小型自動車及び軽自動車で二輪自動車以外のものをいう。
- (3) 仕込みとは、食品移動営業に用いる自動車（以下「営業車」という。）以外の場所において、必要に応じ、当該営業に供する食品の下処理、調理、加工等をあらかじめ行うことをいう。
- (4) 仕込み場所とは、前項の仕込みを行う場所であって、法第55条の規定に基づく許可を受けている施設又は法第57条の規定に基づく届出をした施設をいう。

### (対象業種及び取扱いの制限)

第3 次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 飲食店営業（営業車内における調理は衛生上支障のない工程に限るものとし、鮮魚介類の刺身への調理及び生食用食肉の調理は行わないこと。）
- (2) 魚介類販売業（鮮魚介類の刺し身への調理は行わないこと。）
- (3) 食肉処理業（生体又はとたいを処理する場合に限る。）

### (施設基準)

第4 茨城県食品衛生法施行条例（平成11年茨城県条例第60号）第2条に規定する営業施設基準及び別表第1のとおりとする。

### (管理運営に関する基準)

第5 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「規則」という。）第66条の2の規定のほか、次の各号に掲げる事項を指導すること。

- (1) 給水タンクに水を供給する際には、タンク内を十分に洗浄すること。
- (2) 営業中は、駐車場所に汚液等がもれ落ちないように十分注意すること。
- (3) 駐車場所を汚した場合は、清掃をして清潔な状態にしてから移動すること。

### (営業許可等)

第6 法第55条に基づく営業許可は、申請者の住所地を管轄する県又は水戸市の保健所長が行うものとする。ただし、申請者の住所地が県外である場合は、主たる営業区域を管轄する県又は水戸市の保健所長が行うものとする。

- 2 前項の許可を受けた営業者は、水戸市を含む県内一円において営業することができるものとする。
- 3 営業許可の申請に際しては、申請書に自動車検査証（車検証）の写しを添付させるものとする。  
また、仕込み場所に係る営業許可証の写し又は営業届の写し等営業の届出をした事実が分かる書類を添付させるものとする。ただし、仕込み場所を設置しない場合にあつては、添付を要さない。
- 4 県又は水戸市の保健所長は、第1項の許可を行った場合、営業車に積載する貯水設備の容量を食品営業許可証に記載するものとする。
- 5 法第56条に基づく許可営業者の地位の承継及び規則第71条に基づく変更の届出は、営業許可を行った保健所長が受理するものとする。

（監視指導等）

- 第7 監視指導及び食中毒発生時の調査等（以下「監視指導等」という。）は、現に営業車が所在する地域及び仕込み場所が所在する地域を管轄する保健所が行うものとする。
- 2 県又は水戸市の管轄する区域を越えて前項の監視指導等を行う必要がある場合は、県生活衛生課を通じて連絡調整を行うものとする。

（行政処分）

- 第8 法第59条から法第61条に基づく行政処分は、営業許可を行った県又は水戸市の保健所長が行うものとする。

付 則

この要綱は、平成11年3月26日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年7月21日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年11月24日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年3月28日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年11月6日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条の規定による許可を受けた食品移動営業の場合、当該許可の有効期間においては、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

別表第1（要綱第4関係）

施設基準（各業種共通）

- 1 施設には、区分に合わせた、次のような給水タンク及び廃水タンクを設けること。

区 分	給水・廃水タンクの容量	材質・構造
「簡易な調理のみ又は単一品目のみ取り扱い」かつ「使い捨て食器を使用する」	40 リットル程度 (最小 32 リットル)	耐水性で、給水タンクにあっては飲用適の水を保持できる構造のもの
「大量の水を要しない、2工程程度までの簡易な調理、又は複数品目の取り扱い」かつ「使い捨て食器を使用する」	80 リットル程度 (最小 80 リットル)	
「大量の水を要する調理を行う、複数の工程からなる調理を行うこと」又は「通常の食器を使用する」	200 リットル程度 (最小 180 リットル)	
食肉処理業において、シカ又はイノシシを処理する場合	計画処理頭数に応じ成獣1頭当たり 100 リットル程度 (最小 100 リットル)	

- 2 大量の水を要する調理を行わない等衛生上支障のない場合に限り、施設に設置する手洗い設備と洗浄設備を兼用しても差し支えない。